標準例３　説明書例（標準型プロポーザル）

説明書

令和●年●月●日
（契約責任者）西日本高速道路株式会社　●●
●長　●●　●●

次のとおり、標準プロポーザル方式による手続を開始するとともに、「1－8. 図書交付」に掲げる「見積関係書類」及びその他関係法令に定めるもののほか、本説明書に記載のとおり実施するので、本業務の手続に参加する者は、「見積関係書類」を熟読し、「見積者に対する指示書」を遵守した上で参加すること。

なお、各用語の定義については、「≪別紙　用語の定義≫」に記載のとおり。

第1　調達手続の概要	
1-1.　調査等名	●●業務
1-2.　契約担当部署	西日本高速道路株式会社　●●　●●　●● （住　所）〒●●●－●●●●　●●●●●●●●●● （TEL）●●－●●－●● （FAX）●●－●●－●● 　なお、関連情報を入手するための照会窓口も同様とする。
1-3.　随意競争の方法	＜標準プロポーザル方式＞ ※詳細は「≪別紙　用語の定義≫」のとおり
1-4.　落札方法	＜価格落札方式＞ ※詳細は「≪別紙　用語の定義≫」のとおり
1-5.　電子入札対象	【電子入札の場合は以下のとおり記載】 ＜対象＞ ※詳細は当社Webサイト掲載の「電子入札留意事項」のとおり 　https://corp.w-nexco.co.jp/procurement/e-bid/ 【電子入札以外の場合は以下のとおり記載】 ＜対象外＞
1-6.　発注規模特例	【発注規模確定時点価格を設定している場合は以下のとおり記載】 ＜設定あり＞ ※詳細は「≪別紙　用語の定義≫」のとおり 【発注規模確定時点価格を設定していない場合は以下のとおり記載】 ＜設定なし＞
1-7.　契約金額の約定方法	＜●●契約【約定方法を記載】＞ ※詳細は「≪別紙　用語の定義≫」のとおり
1-8.　図書交付	「見積者に対する指示書　第2　見積者を拘束する書類」に定める「見積関係書類」は、「6－2. 図書交付期間」に記載の期間、入札情報公開システムにより提供する。 https://corp.w-nexco.co.jp/procurement/library/

	ダウンロードに必要なパスワード「●●●●●●【パスワードを記載】」

第2　業務概要	
2-1.　業務箇所	自）●● 至）●●
2-2.　業務内容	●● 【単価契約の場合は以下のとおり記載】 数量は予定数量であり、契約数量を保証するものではない。
2－3.　履行期間・期限	【履行期間（日数）の場合は以下のとおり記載】 契約締結日の翌日から●日間 【履行期間（始～終）の場合は以下のとおり記載】 令和●年●月●日（●）から令和●年●月●日（●）まで 【履行期限の場合は以下のとおり記載】 令和●年●月●日まで

第3　技術提案書の作成及び提出並びに見積者の特定	
会社が技術提案書の提出を要請した者が提出した技術提案書について、別表「技術提案書を特定するための評価基準（特定基準）」に定める特定基準により技術評価を行い、最も評価値の高い技術提案書を提出した者を見積者として特定する。	
3-1.　技術提案書の作成	本業務の見積に参加を希望する者は、別表「技術提案書を特定するための評価基準（特定基準）」に掲げる様式を作成し、技術提案書として提出しなければならない。 ただし、技術提案書の提出辞退は自由であり、辞退しても、それにより不利益な取扱いは行わない。
3-2.　技術提案書の提出期間及び方法	(1)提出期間：「6－3. 技術提案書の提出期間」のとおり。 (2)提出場所：「1－2. 契約担当部署」に同じ。 (3)提出方法：電子入札システムにより提出すること。 なお、電子入札システムにより書類を提出する場合は、技術提案書への押印は不要とし、持参又は郵送による場合は、押印を必要とする。 ※詳細は「電子入札留意事項」のとおり
3-3.　技術提案書の作成に関する説明会	＜実施しない＞
3-4.　技術提案書の作成に関する既存資料の閲覧	【閲覧を実施する場合は以下のとおり記載】 技術提案書の作成にあたり、「6－3. 技術提案書の提出期間」の最終日の前日までの間、既存資料を閲覧することができる。 (1)閲覧資料：別記様式4「資料閲覧申込書」に記載の資料 (2)申込方法：閲覧を希望する場合は、予約制のため、別記様式4「資料閲覧申込書」に必要事項を記入して、「1－2. 契約担当部署」に対してFAXにより申込みすること。 (3)閲覧場所：「1－2. 契約担当部署」に同じ。

	(4)その他:閲覧日時及び閲覧の条件は、別途、申込みのあった者に対して通知する。 【閲覧を実施しない場合は以下のとおり記載】 ＜閲覧不可＞
3-5. 技術提案書の作成及び提出に関する留意事項	(1)技術提案書の作成及び提出に関する費用は、提出者の負担とする。 (2)提出された技術提案書は、見積者の特定以外には提出者に無断で使用しない。なお、特定された技術提案書を公開する場合には、事前に提出者の同意を得る。 (3)特定されなかった場合には、技術提案書を返却する。 (4)提出期限日以降における技術提案書の差替え及び再提出は、いかなる場合にあっても認めない。 (5)技術提案書に記載した予定技術者は、原則として変更できない。ただし、死亡、傷病、退職、出産、育児、介護等のやむを得ない理由により変更を行う場合で、同等以上の技術者であると発注者が了解した場合はこの限りでない。 (6)提出された技術提案書は、本説明書に示された条件に適合しない場合は無効とすることがある。
3-6. 技術提案書に関するヒアリング	【ヒアリングを実施する場合は以下のとおり記載】 (1)実施日時:「6－4. 技術提案書のヒアリング期間」のとおり。企業別のヒアリング日時は協議の上、決定する。 (2)実施場所:「1－2. 契約担当部署」に同じ。 (3)出席者:管理技術者又は担当技術者【担当技術者を認める場合に記載】 (4)ヒアリング内容:技術提案書に記載された以下の事項について質疑応答を行う。 ●●【ヒアリング項目を記載】 (5)その他:ヒアリング時の追加資料は受理しない。 【ヒアリングを実施しない場合は以下のとおり記載】 ＜実施しない＞
3-7. 見積者の特定通知又は非特定通知	技術提案書を提出した者に対しては、次のとおり見積書の提出者の特定結果を通知する。 なお、通知日は「6－6. 特定・非特定通知の予定日」までに通知する。 (1)特定結果は電子入札システムにより通知する。紙入札方式による場合は、書面により通知する。 (2)非特定となった者には、非特定となった旨とその理由を電子入札システムにより通知する。紙入札方式による場合は、書面により通知する。
3-8. 非特定理由の説明	技術提案書を提出した者のうち、見積書の提出者として特定されなかった者は、非特定理由について、次に従い、契約責任者に対して説明を求めることができる。 (1)提出期限:「6－7. 非特定理由の説明請求期限」のとおり。 (2)提出場所:「1－2. 契約担当部署」に同じ。 (3)提出方法:電子入札システムによることとし、提出した旨を「1－2. 契約担当部署」に電話連絡すること。紙入札方式による場合は、別記様式3「非特定理由の説明請求書」を持参又は郵送により提出すること。 ※詳細は当社Webサイト掲載の「電子入札システム　受注者操作マニュアル（検証機能・説明請求機能）」のとおり

	https://corp.w-nexco.co.jp/procurement/e-bid/ (4)回答方法:非特定に対する理由の説明を求められたときは、「6－7. 非特定理由の説明請求期限」の翌日から起算して10日以内(休日を含む。)に説明を求めた者に対し、入札情報公開システムにより回答するので、確認すること。なお、紙入札方式による場合は書面により回答する。
3-9. 特定通知後の特記仕様書作成に関する確認	見積者の特定後に、提案内容を適切に反映した特記仕様書の作成のために、業務の具体的な実施方法について内容を確認することがある。

第4 見積書提出・見積り合せ・契約の相手方の決定	
4-1. 見積書の提出期間及び方法	(1)提出期間:「6－8. 見積書提出期間」のとおり。 (2)提出方法:電子入札システムにより提出すること。紙入札方式による場合は、「1－2. 契約担当部署」まで持参又は郵送すること。
4-2. 見積り合せ日時及び場所	(1)日時:「6－9. 見積り合せ日時」のとおり。 (2)場所:「1－2. 契約担当部署」に同じ。
4-3. 契約の相手方の決定	「1－4. 落札方式」及び「見積者に対する指示書 第15 契約の相手方の決定」のとおり。
4-4. 見積の無効	「見積者に対する指示書 第14 見積の無効」のとおり。 なお、契約責任者により技術提案書の提出要請を受けた者が、見積り合せの時において「第3 技術提案書の作成及び提出並びに見積者の特定」に掲げるすべての条件を満たさない場合又は契約の相手方を決定する日(決定する日を含む。)までに「西日本高速道路株式会社入札参加資格停止等事務処理要領(平成17年要領第96号)」に基づき入札参加資格停止を受けた場合、当該者が行った見積は無効とする。 また、無効な見積を行った者を契約の相手方としていた場合は契約の相手方決定を取り消す。
4-5. 再度見積	「見積者に対する指示書 第16 再度見積」のとおり。
4-6. 低入札価格調査	「見積者に対する指示書 第15－2 低入札に対する対応」のとおり。
4-7. 見積における留意事項	技術提案書が最も優れている者(見積者)が契約制限価格の制限の範囲内において見積をしなかったために契約の相手方として決定することができなかった場合又は辞退等により見積者がいなくなった場合は、その者を除く本業務の技術提案者の中から最も優れた技術提案書を提出した者を選定し、新たな見積者として決定する。

第5 その他	
5-1. 質問受付期間及び受付方法	(1)本説明書に対する質問がある場合においては、次に従い、提出すること。 ①受付期間:「6－5. 質問書の受付期間」のとおり。 ②提出方法:電子入札システムによることとし、提出した旨を「1－2. 契約担当部署」に電話連絡すること。紙入札方式による場合は、「1－2. 契約担当部署」まで持参又は郵送により提出すること。 ※詳細は当社Webサイト掲載の「電子入札システム 受注者操作マニュアル (検証機能・説明請求機能)」のとおり

	https://corp.w-nexco.co.jp/procurement/e-bid/ (2)(1)の質問に対しては、入札情報公開システムにより回答するので確認すること。なお、入札情報公開システムでの回答の掲載は見積書の提出期限の日に終了する。 https://corp.w-nexco.co.jp/procurement/library/
5-2. 使用する言語及び通貨	手続きにおいて使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。
5-3. 手続における交渉の有無	＜無＞
5-4. 現場説明会の有無	＜無＞
5-5. 入札・契約保証	入札保証：＜免除＞　契約保証：＜納付＞ ※契約保証に関する詳細は「見積者に対する指示書　第18　契約の保証」のとおり
5-6. 契約書の作成	必要(原則、電子契約による) ※「契約書(案)」により作成することとし、株式会社コンストラクション・イーシー・ドットコムが提供する電子契約サービス「CECTRUST－Lightサービス」を利用すること。 ※詳細は当社Webサイト掲載の「電子契約」のとおり https://corp.w-nexco.co.jp/procurement/contract/
5-7. 支払条件	契約書(案)のとおり
5-8. 履行義務	落札者の申込みに係る技術提案書において提示した技術等は契約上の履行義務として取り扱い、その履行が不適切であると認められる場合は、必要な請求を行うとともに、その程度に応じて成績評定の減点を行うことがある。
5-9. 入札参加資格停止措置	技術提案書に虚偽の記載をした場合又は見積者の故意又は重大な過失により見積書が無効となった場合、提出された技術提案書を無効とするとともに、入札参加資格停止の措置を講じることがある。
5-10.工事の入札への参加制限	本業務の受注者又は当該受注者と資本若しくは人事面等において関連があると認められる建設業者は、本業務に係る工事の入札に参加し又は当該工事を請負うことができない。 なお、「当該受注者と資本若しくは人事面において関連がある建設業者」とは、次のいずれかに該当する者をいう。 ①当該受注者の発行済株式総数の100分の50を超える株式を有し、又はその出資の総額の100分の50を超える出資をしている建設業者 ②当該受注者の代表権を有する役員が建設業者の代表権を有する役員を兼ねている場合における当該建設業者
5-11.人権尊重の取組の推進	「責任あるサプライチェーン等における人権尊重のためのガイドライン」(令和4年9月13日ビジネスと人権に関する行動計画の実施に係る関係府省庁施策推進・連絡会議決定)を踏まえて人権尊重に取り組むよう努めること。

第6　手続きに関する日程		
「1－2. 契約担当部署」における受付は、各期間のうち、土曜日、日曜日、祝日及び年末年始（12月29日から翌年1月3日まで）（「休日」という。）を除く毎日午前10時00分から午後4時00分までとする。		
技術提案書の提出に関する日程		
6-1.　技術提案書の提出要請日	令和●年●月●日（●）	
6-2.　図書交付期間	令和●年●月●日（●）から	令和●年●月●日（●）まで
6-3.　技術提案書の提出期間	令和●年●月●日（●）から	令和●年●月●日（●） 午後4時00分まで
6-4.　技術提案書のヒアリング期間	【ヒアリングを実施する場合は以下のとおり記載】 令和●年●月●日（●）から 【ヒアリングを実施しない場合は以下のとおり記載】 ―	【ヒアリングを実施する場合は以下のとおり記載】 令和●年●月●日（●）まで 【ヒアリングを実施としない場合は以下のとおり記載】 ―
6-5.　質問書の受付期間	令和●年●月●日（●）から	令和●年●月●日（●） 午後4時00分まで
6-6.　特定・非特定通知の予定日	令和●年●月●日（●）	
6-7.　非特定理由の説明請求期限		令和●年●月●日（●） 午後4時00分まで
見積書の提出等に関する日程		
6-8.　見積書提出期間	令和●年●月●日（●）から	令和●年●月●日（●） 午前11時00分まで
6-9.　見積り合せ日時	令和●年●月●日（●） 午前　●時●分	

≪別紙　用語の定義≫	
1.　随意契約の方法	調査等に発注について随意契約を締結しようとする場合は、次のいずれかに契約手続による。 ≪公募型プロポーザル方式≫≪簡易公募型プロポーザル方式≫ 参加希望者に参加表明書を提出させることにより、参加希望者に係る技術的適性の審査を行って技術提案を行わせる者を選定し、次いで、選定された者に特定テーマに係る技術提案を記載した技術提案書を提出させ、当該技術提案を評価し、会社にとって最も有利な提案を行った者を見積者として特定する手続をいう。調査、検討及び設計業務における具体的な取り組み方法について提案を求めるものであり、成果の一部の提出を求めるものではない。 なお、1件あたりの公告時点の概算金額（税込）が政府調達協定基準額以上の場合は公募型プロポーザル方式といい、政府調達協定基準額未満の場合は簡易公募型プロポーザル方式という。 ≪標準プロポーザル方式≫ 会社が技術提案書の提出を要請した者から提出された技術提案書について、特定テーマ等に係る当該技術提案を評価し、会社にとって最も有利な提案を行った者を見積者として特定する手続をいう。調査、検討及び設計業務における具体的な取り組み方法について提案を求めるものであり、成果の一部の提出を求めるものではない。
2.　価格落札方式	契約制限価格の制限の範囲内で、最低の価格をもって入札をした者を落札者とする方式をいう。
3.　総合評価落札方式	入札者の提示する専門的知識、技術及び創意等（以下「技術等」という。）によって、調達価格の差異に比して、業務の成果に相当程度の差異が生ずると認められる調査等に係る契約を締結しようとする場合に、入札者に入札価格及び技術等をもって申込みをさせ、評価値の最も高い者を落札者とする方式をいう。 なお、入札価格と技術等がもたらす総合評価は、「技術評価点」と「価格評価点」を合算した評価値をもって行う。 ≪簡易型≫ 業務の実施方針等の提出を求め、入札価格との総合評価を行うものをいう。 ≪標準型≫ 業務の仕様の範囲内で品質向上の方法の提案を求める特定テーマを示し、特定テーマに関する技術提案と当該業務の実施方針等の提出を求め、入札価格との総合評価を行うものをいう。
4.　発注規模特例	契約責任者、競争参加資格条件及びその他の条件を、契約制限価格にかかわらず、本業務の手続開始の公告時における発注規模に基づき設定する特例をいう。
5.　設計業務（総合技術監理型）	発注者を支援する総合技術監理業務『業務A』と、業務Aにより監理する複数の設計業務『業務B』について当初業務の受注者に継続的に業務を実施させるものをいう。
6.　一括審査方式	同時期に競争参加資格要件及び技術提案項目が共通する案件を複数発注する際に、一括して申請及び審査を実施し、審査結果を複数の案件に共通して適用する方式をいう。 なお、参加希望者は、複数の案件の全てに参加を表明する必要はなく、参加希望の

	案件を選択できる。
7. 契約金額の約定方法	≪総価契約≫ 　契約の内容に対する総価額でもって契約金額を約定するもの。 ≪単価契約≫ 　契約の内容又は性質上、数量を確定することができない場合において、契約の目的物等の項目ごとに単位あたりの価格を約定し、その給付の実績によって契約金額を算定するもの。
8. 入札参加資格停止の措置地域	≪地域1≫ 福井県、滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県（※1）、奈良県、和歌山県及び岡山県（※2） ≪地域2≫ 兵庫県（※3）、鳥取県、島根県、岡山県（※4）、広島県及び山口県（※5） ≪地域3≫ 徳島県、香川県、愛媛県及び高知県 ≪地域4≫ 山口県（※6）、福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、大分県、宮崎県、鹿児島県及び沖縄県 ※1　地域2にかかる部分を除く。 ※2　山陽自動車道のうち兵庫県と岡山県の境界から備前インターチェンジまでの区間に限る。 ※3　中国自動車道のうち佐用インターチェンジから兵庫県と岡山県の境界までの区間に限る。 ※4　地域1にかかる部分を除く。 ※5　地域4にかかる部分を除く。 ※6　関門橋のうち下関インターチェンジから山口県と福岡県の境界までの区間及び関門トンネルのうち下関市大字椋野から山口県と福岡県の境界までの区間に限る。
9. 資本・人的関係	競争に参加しようとする者の間に、以下の①～③のいずれかに該当する関係がないことをいう。 ①以下のいずれかの場合に該当する資本関係 　Ⅰ）子会社等（会社法（平成17年法律第86号）第2条第3号の2に規定する子会社等をいう。以下同じ。）と親会社等（同条第4号の2に規定する親会社等をいう。以下同じ。）の関係にある場合。 　Ⅱ）親会社等を同じくする子会社等同士の関係にある場合。 ②以下のいずれかの場合に該当する人的関係 　Ⅰ）一方の会社等（会社法施行規則（平成18年法務省令第12号）第2条第3項第2号に規定する会社等をいう。以下同じ。）の役員（会社法施行規則第2条第3項第3号に規定する役員のうち、次に掲げるものをいう。以下同じ。）が、他方の会社等の役員を現に兼ねている場合。ただし、会社等の一方が会社更生法に基づく更生会社又は民事再生法に基づき再生手続きが存続中の会社等である場合を除く。

	(イ)株式会社の取締役。ただし、次に掲げるものを除く。 a)会社法第2条第11号の2に規定する監査等委員会設置会社における監査等委員である取締役 b)会社法第2条第12号に規定する指名委員会等設置会社における取締役 c)会社法第2条第15号に規定する社外取締役 d)会社法第348条第1項に規定する定款に別段の定めがある場合により業務を執行しないこととされている取締役 (ロ)会社法第402条に規定する指名委員会等設置会社の執行役 (ハ)会社法第575条第1項に規定する持分会社(合名会社、合資会社又は合同会社をいう。)の社員(同法第590条第1項に規定する定款に別段の定めがある場合により業務を執行しないこととされている社員を除く。) (ニ)組合の理事 (ホ)その他業務を執行する者であって、(イ)から(ニ)までに掲げる者に準ずる者 Ⅱ)一方の会社等の役員が、他方の会社等の会社更生法第67条第1項又は民事再生法第64条第2項の規定により選任された管財人を現に兼ねている場合。 Ⅲ)一方の会社等の管財人が、他方の会社等の管財人を現に兼ねている場合。 ③以下のいずれかの場合に該当する入札の適正さが阻害されると認められる関係 Ⅰ)組合(共同企業体を含む。)とその構成員が同一の入札に参加している場合。 Ⅱ)その他上記①又は②と同視しうる資本関係又は人的関係があると認められる場合。

別記様式１　削除

別記様式２　削除

別記様式３「非特定理由の説明請求書」

非特定理由の説明請求書

令和　　年　月　日

西日本高速道路株式会社　●●
●●長　●●　●●　様

提出者）住所
電話番号
会社名
代表者　　印

令和●年●月●日付けで通知された、●●に係る技術提案書の審査において、非特定となった理由について、下記のとおり説明を求めます。

記

１．調査等名　　●●
２．当該案件の公告日　　令和●年●月●日
３．疑問内容

以　　上

別記様式４「資料閲覧申込書」

資料閲覧申込書

西日本高速道路株式会社　●●　●●　●●　宛

以下の資料について、閲覧を希望します。

調査等名	●●●●川橋上部工工事
閲覧対象の資料 【適宜記載】	(ア)●● (イ)●● (ウ)●●
閲覧希望日	①（第一希望）令和　　年　　月　　日 ②（第二希望）令和　　年　　月　　日
閲覧希望時間	①（第一希望）　　時　から　　時 ②（第二希望）　　時　から　　時
会　社　名	●●株式会社 代表者　●●　●●　　印
担 当 者 名	●●支店●●部●●課　　●●　●●
担当者連絡先	TEL　●●●（●●●）●●●●　：FAX　●●●（●●●）●●●●

注１）閲覧希望者の数により閲覧日時を調整させて頂く場合があります。なお、申込み当日の閲覧については対応できない場合があります。

注２）本書式に必要事項を記入して、下記申込み先へＦＡＸにより申し込んで下さい。ただし、閲覧当日には本紙を持参のうえ提出して下さい。

西日本高速道路株式会社　●●　●●　●●

TEL　●●-●●-●●　：FAX　●●-●●-●●